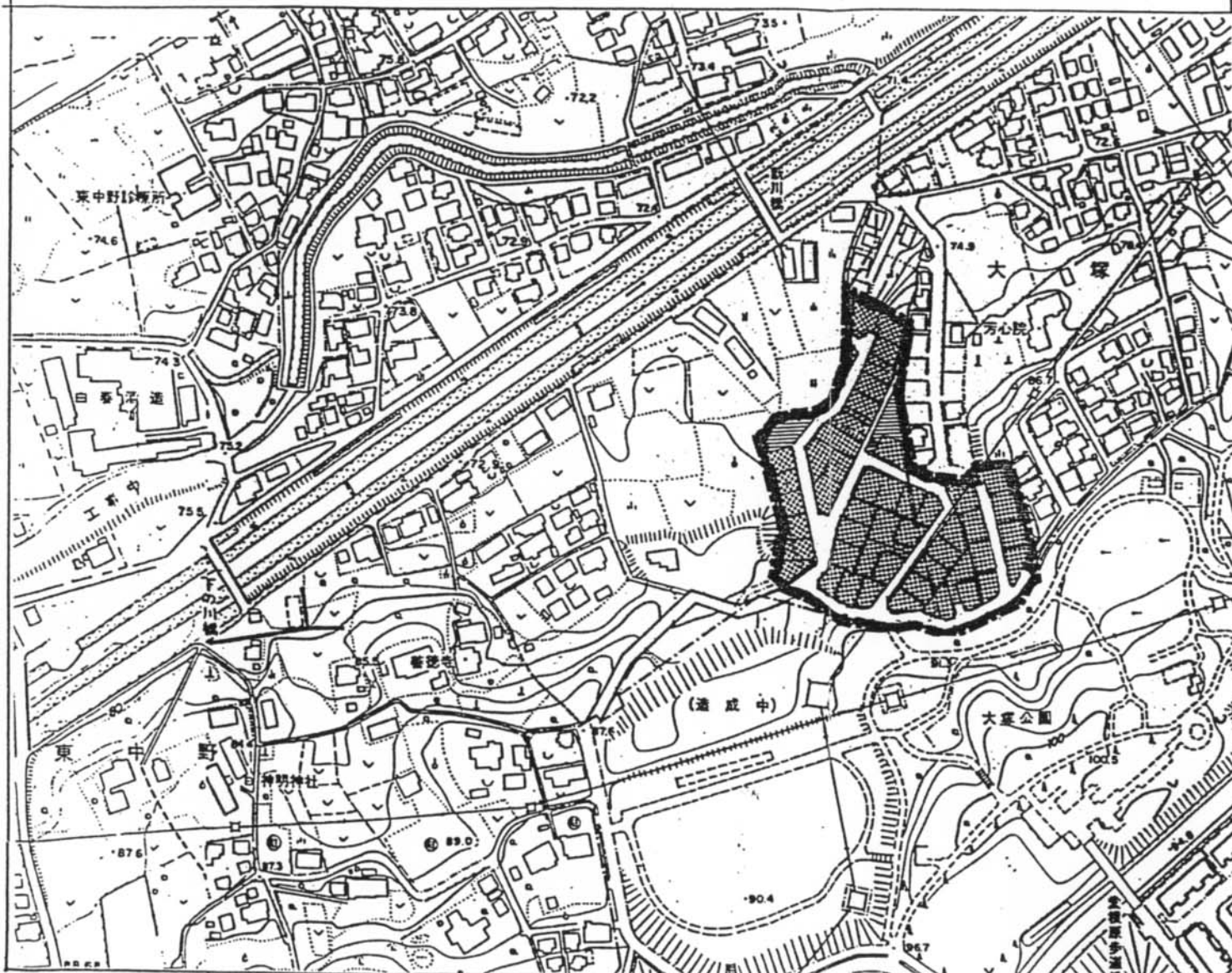


八王子都市計画 桑陽台地区 地区計画 計画図

八王子市 東中野 及び 大塚 各地内



この地図は、東京都知事の承認を得て東京都図尺
1/2,500の地形図(街路網図)を使用して作成した
ものである。

凡 例

	地区計画区域
	宅 地
	公 園

八王子都市計画地区計画の決定　＜八王子市決定＞

都市計画桑陽台地区地区計画を次のように決定する。

名			称	桑陽台地区地区計画	
位			置	八王子市東中野及び大塚各地内	
面			積	約 1. 1 h a	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地 区 計 画 の 目 標			当地区は、八王子市中心市街地東部に位置し、宅地開発による住宅団地で、既に低層の一戸建住宅を主体とした街並が形成されている。 そこで、基本計画により、この良好な住環境を損なうことなく将来にわたって維持、保全を図るとともに安全でゆとりある住宅地として発展させることを目標とする。	
	土 地 利 用 の 方 針			敷地の細分化、建築物の用途の混在、隣棟の近接等の防止により、既に形成されている良好な住環境の維持保全を図るとともに、敷地内緑化を推進し、うるおいのある街並形成の創出を図る。	
	地区施設の整備の方針			地区内には、区画街路を軸とした道路網及び公共空地としての公園が配置されている。この地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。	
	建築物等の整備の方針			一戸建住宅地として整った街並を保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、適正な誘導、規制を行う。 また、垣・さくについては、緑と安全の確保のため生垣を主体としたものにする。	
位			置	八王子市東中野及び大塚各地内	
面			積	約 1. 1 h a	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限 (知事承認事項)			次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 1. 住宅（長屋を除く。） 2. 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） 3. 前二号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度 (知事承認事項)			1 4 0 m ²
		壁 面 の 位 置 の 制 限 (知事承認事項)			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 1 m 以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが 2.3m 以下であるもの
		建築物の高さの最高限度 (知事承認事項)			9 m ただし、地階を除く階数は 2 以下としなければならない。
		垣又はさくの構造の制限			生垣又はフェンスとする。ただし、門柱のコンクリートブロック、石積等はこの限りでない。
備 考 区域については、計画図表示のとおりである。					

＜理　由＞　建築物その他の整備及び合理的な土地の利用を図り、良好な住環境の形成、保全を図るため地区計画を決定する。